

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第6号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに別表第5」を削る。

第4条第1項第3号中「第53条の14」を「第53条の14第1項」に改める。

第9条第1項第1号中「に勤務する学生」を「又は南信工科短期大学校に勤務する学生(短期課程の学生を除く。)」に改め、同項第2号中「養成訓練」を「普通職業訓練」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 南信工科短期大学校に勤務する短期課程の学生の授業に従事することを本務とする職員で、当該業務に従事したもの
第9条第2項第2号中「の業務」を「及び第3号の業務」に改め、同条に次の1項を加える。

3 職員が、同一の日に第1項第1号及び第2号の業務のいずれにも従事したときは、同項第1号の業務に従事したものとして当該業務に対する研究指導等業務手当を支給する。

第13条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 国、地方公共団体、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人その他これらに準ずるもの

附則第2項第1号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人 事 課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第7号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中「-----」を「-----」に、「ごろ」を「頃」に改める。

様式第5号の注の2中「第7条ただし書」を「(以下「条例」という。)第7条ただし書」に改め、同注の3中「厚生年金保険法又は国民年金法の適用」を「請求する休業補償と同一の事由により条例附則第22項の表の左欄に掲げる年金たる給付」に改め、「、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には」を削り、「所轄社会保険事務所」を「所轄年金事務所名」に、「添付」を「添付すること。また、この請求に係る補償の支給の決定後に条例附則第22項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨を書類で報告」に改め、同3の(1)から(3)までを削る。

様式第6号の注の4中「厚生年金保険法又は国民年金法の適用」を「請求する障害補償年金と同一の事由により非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」という。)附則第21項の表の中欄に掲げる年金たる給付」に改め、「、請求する障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には」を削り、「所轄社会保険事務所」を「所轄年金事務所名」に、「添付」を「添付すること。また、この請求に係る補償の支給の決定後に条例附則第21項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨を書類で報告」に改め、同4の(1)から(3)までを削る。

様式第8号の注の2中「厚生年金保険法又は国民年金法の適用」を「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「条例」という。)附則第21項の表の中欄に掲げる年金たる給付」に改め、「、請求する遺族補償年金と同一の事由によって、次に掲げる年金の給付を受けている場合には」を削り、「所轄社会保険事務所」を「所轄年金事務所名」に、「添付」を「添付すること。また、この請求に係る補償の支給の決定後に条例附則第21項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなつた場合には、速やかにその旨を書類で報告」に改め、同2の(1)から(3)までを削り、同注の3中「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を「条例」に改める。

6 厚生 年金 保険 等の 受給 関係	当該障害について支給されてい る年金の種類	支給されている年 金の額	支給されることに なった年月
			円 年 月
様式第16号中	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の障害厚生 年金		
	<input type="checkbox"/> 国民年金法の障害基礎年金 (障害等級第一級)	年金証書の記号番 号	所轄社会保険事務 所等

を

6 公的年金の受給関係	年金の種類 (障害等級 第 級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始年 月	所轄年金事 務所名等
		円	第 号	年 月	
		円	第 号	年 月	

に改め、同様式の注の4を次のように改める。

4 「6 公的年金の受給関係」の欄は、支給されている傷病補償年金又は障害補償年金と同一の事由により非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第21項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける場合に記入すること。

3 厚生年 金保険 等の受 給関係 様式第17号中	当該死亡に関して支給されている年 金の種類	支給されてい る年金の額	支給されこと になった年月
	<input type="checkbox"/> 厚生年金保険法の遺族厚生年金	円	年 月
	<input type="checkbox"/> 国民年金法の遺族基礎年金	年金証書の記 号番号	所轄社会保険事 務所等
	<input type="checkbox"/> 国民年金法の寡婦年金		

を

3 公的年 金の受 給関係	年金の種類	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始年 月	所轄年金事 務所名等
		円	第 号	年 月	
		円	第 号	年 月	

に改め、同様式の注の1を次のように改め

る。

1 「3 公的年金の受給関係」の欄は、受給権者が支給されている遺族補償年金と同一の事由により非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第21項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける場合に記入すること。

様式第17号の注の3の(2)中「非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職 員 課

創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第8号

創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する條
例施行規則の一部を改正する規則

創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則
(平成18年長野県規則第31号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等
を応援する県税の特例に関する条例施行規則

第1条中「創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する條
例」を「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応
援する県税の特例に関する条例」に改める。

第5条の見出し中「身体障害者」を「障害者、母子家庭の母」に
改め、同条中「事業税不均一課税申請書」を「障害者等雇用事業税
不均一課税申請書」に改め、同条第2号中「身体障害者等」を「障
害者」に改める。

様式第1号から様式第3号までの規定中「創業等を行う法人等を

応援する県税の特例に関する条例」を「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

様式第5号中

事業税不均一課税申請書

を

障害者等雇用事業税不均一課税申請書

に、「創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に、

不均一課税額	円
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円
青色申告の承認年月日	年月日承認

を

不均一課税額	円
--------	---

に改め、同様式の別紙中「身体障害者等」を「障害者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

2 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「創業等を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」を「創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例」に改める。

税務課

長野県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第9号

長野県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

長野県消費生活条例施行規則(平成20年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第43条第2項」を「第49条第2項」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「第42条第1項」を「第48条第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「第42条第2項」を「第48条第2項」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(消費生活センターの相談時間)

第6条 消費生活センターの相談時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、消費生活センターの所長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表の1の(24)中「第16条第2項」を「第16条第1項第1号」に改め、同表の4の(1)中「割賦販売法(昭和36年法律第159号)第4条の4第1項、第29条の3の3第1項及び第30条の2の3第1項、」を削り、「及び第58条第1項」を「、第58条第1項及び第58条の14第1項」に改める。

様式第3号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「第42条第1項」を「第48条第1項」に改める。

様式第4号を次のように改める。

(様式第4号)(第8条関係)

第 号	
長野県消費生活条例第49条第2項の規定	
による立入検査をする職員の身分証明書	
所 属	
職 名	
氏 名	
押出	年 月 日生
スタンプ	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
長野県知事	
印	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

くらし安全・消費生活課

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第10号

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法施行条例施行規則(平成25年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号のア中「同法」を「同法による義務教育学校を卒業した者若しくは同法」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人材育成課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則(昭和35年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「

74	116	371	268	161	990	282	1,272
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

」を

「

76	118	375	280	171	1,020	283	1,303
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

44	134	612	759	748	2,297	163	2,460
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

42	133	613	753	743	2,284	162	2,446
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

120	253	995	1,028	1,059	3,455	449	3,904
-----	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-------

」を

「

120	254	1,000	1,034	1,064	3,472	449	3,921
-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-------

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

警務課

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の150」を「100分の170」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改める。

第12条に見出として「(端数計算)」を付する。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の210」を「100分の200」に改め、同条第2号中「100分の80」を「100分の75」に、「100分の100」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は、平成27年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「職務の級の分類基準(第4条・第5条)」を「削除」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第4条及び第5条 削除

第6条中「別表第3級別資格基準表」を「別表第2級別資格基準表」に改める。

第7条第1項中「同表の職務の級欄」を「級別資格基準表の職務の級欄」に改め、同条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「同表」を「級別資格基準表」に、「別表第4学歴免許等資格区分表」を「別表第3学歴免許等資格区分表」に改め、同条第4項中「同表の学歴免許等欄」を「級別資格基準表の学歴免許等欄」に改める。

第8条第1項中「同表の学歴免許等欄」を「級別資格基準表の学歴免許等欄」に改め、同条第2項中「別表第5経験年数換算表」を「別表第4経験年数換算表」に改める。

第9条中「別表第6修学年数調整表」を「別表第5修学年数調整表」に改める。

第12条第1項中「別表第7初任給基準表」を「別表第6初任給基準表」に、「同表」を「初任給基準表」に改め、同条第2項中「前項」を「を同項」に改める。

第21条第1項中「別表第8」を「別表第7」に改める。

第26条中「勤務成績の評定その他」を「人事評価による勤務成績」に改める。

別表第2を削る。

別表第3のクの備考中「別表第3のキ教育職給料表(2)級別資格基準表の備考の1」を「キの備考の1」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4の大学卒の6 大学4卒の項の(13)中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程(」)を「特定応用課程(旧応用課程(「短大2卒」を入学資格とする修学年限2年以上のものに限る。)を含む。)若しくは旧長期課程(」)に、「、旧職業訓練大学校の長期課程、」を「並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び」に改め、「及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を削り、同項の(14)中「都道府県立農業者研修教育施設(」)を削り、「第3条」を「第3条第1号」に、「教育機関をいう。以下同じ」を「都道府県立農業者研修教育施設(以下この表において「都道府県立農業者研修教育施設」という)に改め、同表の短大卒の2

短大2卒の項の(6)中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(」)を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、」)に改め、同表の中卒の中卒の項の(1)中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同表を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

別表第6の備考の4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程(修学年限4年のものに限る。)を」に改め、同表を別表第5とする。

別表第7のウの備考中「別表第3のウ医療職給料表(1)級別資格基準表の備考」を「級別資格基準表のウの備考」に改め、同表のエの備考の1中「別表第3のエ医療職給料表(2)級別資格基準表の備考」を「級別資格基準表のエの備考の1」に改め、同表のオの備考の1中「別表第3のオ医療職給料表(3)級別資格基準表の備考の1」を「級別資格基準表のオの備考の1」に改め、同備考の2中「別表第3のオ医療職給料表(3)級別資格基準表の備考の2」を「級別資格基準表のオの備考の2」に改め、同表のキの備考の1中「別表第3のキ教育職給料表(2)級別資格基準表の備考の1の(1)」を「級別資格基準表のキの備考の1の(1)」に、「1の(2)」を「、同1の(2)」に改め、同備考の2の(1)中「別表第3のキ教育職給料表(2)級別資格基準表の備考2の表の基礎学歴欄」を「級別資格基準表のキの備考の2の表の基礎学歴欄」に改め、同表のクの備考中「別表第7のキ教育職給料表(2)初任給基準表の備考の1」を「キの備考の1」に改め、同表のケの備考中「別表第3のケ学校栄養職給料表級別資格基準表の備考」を「級別資格基準表のケの備考」に改め、同表を別表第6とする。

別表第8のイ中

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36

を

29
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35
35
36

に改め、同表の

「

61
62
62
62

」を「

61
61
62
62

」に、「

62
63
63
63

」を

「

62
62
62
63

」に、「

64
64
64

」を「

63
63
63

」に改め、同表の

「

30
30
31
31
32
32
33
33
33
33
34
34
34
35
35
36

」を「

29
30
30
31
31
31
31
32
32
32
33
33
34
34
35
35
36

」に、「

38
38
39
39
40
40
41
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44

」を

「

37
38
38
38
39
39
39
40
40
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43

」に、「

127	57	58
-----	----	----

」を

「

127	57	57
-----	----	----

」に、

133	59	59
134	59	59

を

」

133	59	58
134	59	58

に、

」

62
62
62
63
63
64
64
64
65
65
66
66
67

を

」

60
60
60

59
59
59

に、

」

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

を

」

に改め、同表のキ中

61
62
62
62
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
65

に改め、同表のキ中

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

に改め、同表のケ中

61
62
62
62

を

」

61
61
62
62

に、

」

62
63
63
63

を

」

64
64
64

を

」

63
63
63

を

」

に改め、同表のス中

30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36

を

」

29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35

を

」

に改め、同表のス中

に改め、同表を別表第7とする。

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第3号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2のアの8級の項中 「118,000円」 を

「118,500円」に改め、同表のケの9級の項中

「120,000円」を「120,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第4号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(平成27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同項中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「100分の3.8」を「100分の3.9」に、「100分の8.05」を「100分の8.15」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成27年長野県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第7項各号を次のように改める。

(1) 1級地 100分の18.5

(2) 2級地 100分の15.5

(3) 3級地 100分の14

(4) 8級地 100分の1.9

附則第8項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

第2条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成27年長野県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第7項各号を次のように改める。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の15

(4) 8級地 100分の2

附則第8項中「100分の15.5」を「100分の16」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

人事委員会事務局

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第6号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(平成27年長野県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第3項中「2万6,000円」を「3万円」に改め、同項を附則第2項とし、同項に見出しとして「(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の額)」を付する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。以下「一般職員給与条例」とい

う。) 附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。以下「学校職員給与条例」という。) 附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。以下「警察職員給与条例」という。) 附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員であって、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第4号。第4条において「平成27年一般職員改正条例」という。) 附則第3項から第5項まで、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第23号。同条において「平成27年学校職員改正条例」という。) 附則第3項から第5項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第26号。同条において「平成27年警察職員改正条例」という。) 附則第3項から第5項までの規定(次条及び第5条において「平成27年改正条例附則の規定」という。) による給料を支給されるものをいう。

(2) 改正後の給与条例 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年長野県条例第3号。次号及び第6条において「平成28年一般職員改正条例」という。) 第1条の規定による改正後の一般職員給与条例、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年長野県条例第24号。同号及び第6条において「平成28年学校職員改正条例」という。) による改正後の学校職員給与条例又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年長野県条例第27号。同号及び第6条において「平成28年警察職員改正条例」という。) による改正後の警察職員給与条例をいう。

(3) 改正前の給与条例 平成28年一般職員改正条例第1条の規定による改正前的一般職員給与条例、平成28年学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例又は平成28年警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から平成28年3月31までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定(第4条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定(平成27年改正条例附則の規定を含む。次条において同じ。)により支給されるべき額(第3号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)が、改正前の給与条例の規定(平成27年改正条例附則の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。)により支給されるべき額(第3号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額)に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 紙料(人事委員会の定める場合におけるものに限る。)
- (2) 地域手当(第3号及び第5号に該当するものを除く。)
- (3) 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)第3条の3の規定の適用がある場合における地域手当及び特地勤務手当
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当
- (5) 学校職員給与条例第27条の2第3項の規定の適用がある場合における地域手当及びへき地手当
- (6) へき地手当に準じる手当

(7) 超過勤務手当

- (8) 休日給
- (9) 夜勤手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当
- (12) 農林業普及指導手当

第3条 経過措置額支給特定職員(人事委員会の定める職員を除く。)に対する前条に規定する期間に係る一般職員給与条例第44条、学校職員給与条例第26条又は警察職員給与条例第24条の規定(第5条において「減額規定」という。)による給与の減額に当たっては、この規則の規定(次条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の特例)

第4条 平成27年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間において職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則(平成27年長野県人事委員会規則第10号。以下この条及び次条において「切替規則」という。)第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年一般職員改正条例附則第4項若しくは第5項、平成27年学校職員改正条例附則第4項若しくは第5項又は平成27年警察職員改正条例附則第4項若しくは第5項の規定による給料については、切替規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第5条 前条に規定する期間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から一般職員給与条例附則第5項第1号、学校職員給与条例附則第6項第1号又は警察職員給与条例附則第15項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から一般職員給与条例附則第5項第1号、学校職員給与条例附則第6項第1号又は警察職員給与条例附則第15項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定による給料の額との合計額に達しないときにおける切替規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する減額規定による給与の減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則の規定による給料については、適用しない。(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成28年一般職員改正条例、平成28年学校職員改正条例又は平成28年警察職員改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第8号

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第3条中「が営利を目的とする私企業」を「が法第38条第1項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)」に、「又はこれら」を「若しくはこれら」に、「又は自ら営利を目的とする私企業を営み若しくは報酬を得て事業又は」を「、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは」に改め、同条第1号中「、事業又は」を「又は事業若しくは」に改め、同条第2号中「、事業又は」を「又は事業若しくは」に、「虞」を「おそれ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教育長の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

2 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則(平成27年長野県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の営利企業への従事等の制限に関する規則

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第9号

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則(昭和32年長野県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の審査給与係の項の2中「分限、」を「人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び」に、「研修、勤務成績の評定、」を「退職管理、研修並びに」に、「利益保護」を「利益の保護」に改め、同項の3中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項の6を削り、同項の7を同項の6とし、同項の8を同項の7とし、同項の9を同項の8とし、同項の10を削り、同項の11を同項の9とし、同項の12を同項の10とし、同項の13を同項の11とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第10号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第3条の2」に改める。

第2条中「で次」を「において、次の各号」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 採用 法第15条の2第1項第1号に規定する採用をいう。

(2) 昇任 法第15条の2第1項第2号に規定する昇任をいう。

(3) 降任 法第15条の2第1項第3号に規定する降任をいう。

(4) 転任 法第15条の2第1項第4号に規定する転任をいう。

第3条第1項中「その職」を「その職員の職(以下「職」という。)」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 別表第1に掲げる職に任用されている職員をもつて他の欠員の職を補充する場合

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第2章中第4条の前に次の1条を加える。

(昇任試験により昇任させる職)

第3条の2 警察法(昭和29年法律第162号)第62条に規定する警察官の階級(第24条及び第25条において「警察官の階級」という。)のうち警部、警部補及び巡査部長の職への昇任は、昇任のための競争試験(次条及び第6条において「昇任試験」という。)により行うものとする。

第6条の見出し中「公告」を「周知」に改め、同条第1項中「採用試験を行なおう」を「採用のための試験を行おう」に、「長野県報」を「インターネットの利用、印刷物の配布」に、「をもつて公告する」を「により周知させる」に改め、同条第2項中「行なおう」を「行おう」に、「すべて」を「全て」に、「つど」を「都度」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条の見出しを「(名簿の作成)」に改め、同条第1項中「任用候補者名簿(以下)」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿(以下この章において)」に改める。

第10条第2項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第11条の見出し中「の名簿」を「又は昇任候補者の名簿」に改め、同条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「一に」を「いずれかに」に、「これを」を「当該採用候補者又は昇任候補者を」に改め、同条第3号中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第6号中「申込」を「申込み」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第13条の見出しを「(採用候補者又は昇任候補者の名簿への復活)」に改め、同条中「及び第9号並びに」を「、第9号又は」に、「一

に」を「いずれかに」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「これ」を「当該採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第14条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、「それぞれ」を削り、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条の見出しを「(採用候補者又は昇任候補者の提示の請求)」に改め、同条第2項を削る。

第17条の見出しを「(採用候補者又は昇任候補者の提示)」に改め、同条第1項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、「名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「正規の提示数に満たない」を「採用すべき者又は昇任させるべき者の数より少ない」に、「前項」を「、同項」に、「加えて正規の提示数」を「加えて採用すべき者又は昇任させるべき者の数」に改め、同条第3項中「正規の提示数」を「採用すべき者又は昇任させるべき者の数」に改める。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条 削除

(採用候補者又は昇任候補者の付加提示)

第19条 人事委員会は、第17条の規定により採用候補者又は昇任候補者を提示する場合においては、提示された者が採用又は昇任を辞退する場合に備え、当該採用又は昇任につき最も適当と認める他の名簿中当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者のうちから、それぞれ採用候補者又は昇任候補者を高点順に付加して提示することができる。

第19条の2の見出し及び同条第1項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、同条第2項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「すべて」を「全て」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条の見出しを「(採用候補者又は昇任候補者の提示の延期)」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「当該任用候補者」を「当該採用候補者又は昇任候補者」に改め、同条第2号中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第3号中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「異つて」を「異なつて」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第23条中「及び第7号並びに」を「、第7号又は」に、「場合」を「場合のいずれか」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第24条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)別表第4のア、イ、エ若しくはオに掲げる職務の級のうち3級以上の職、同表のウに掲げる職務の級のうち2級以上の職、長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)別表第6のエ若しくはオに掲げる職務の級のうち3級以上の職、長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条

例第30号)別表第4のイ若しくはウに掲げる職務の級のうち3級以上の職又は警察官の階級のうち巡査部長以上の職

(2) 別表第1に掲げる職

(3) 別表第2に掲げる職

第24条第4号から第6号までの規定中「職と」の次に「職務の複雑、困難及び責任の度合が」を加える。

第25条を次のように改める。

(選考により昇任させる職)

第25条 長野県警察職員の給与に関する条例別表第4のイ若しくはウに掲げる職務の級のうち2級以上の職又は警察官の階級のうち警視の職への昇任は、選考により行うものとする。

第26条第1項中「つど」を「都度」に改め、同条第2項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する」を「第24条第11号に規定する職へ採用する」に改め、同項各号を削る。

第28条第1項第1号中「(昭和27年長野県条例第6号)」、「(昭和29年長野県条例第2号)」及び「(昭和29年長野県条例第30号)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 一般職の職員の給与に関する条例別表第4のアに掲げる職務の級のうち8級以上の職、同表のイに掲げる職務の級のうち5級の職、同表のウに掲げる職務の級のうち4級の職、同表のエに掲げる職務の級のうち7級の職又は長野県警察職員の給与に関する条例別表第4のイに掲げる職務の級のうち8級の職については、その都度人事委員会が別に定める。

第28条第2項中「前項(第2号を除く。)」を「同項の」に改める。

第30条中「一に」を「いずれかに」に、「場合の」を「場合における第3条の2及び第25条に規定する職への」に、「選考」を「これらの規定にかかわらず、選考」に改め、同条第1号中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第2号中「の改廃」を削り、「定数」の次に「の改廃」を加え、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第32条を次のように改める。

(非常勤職員の採用)

第32条 非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の採用は、選考により行うものとする。

2 前項の規定による選考については、第26条の規定は、適用しない。

第34条第1項第1号中「職員」の次に「(臨時的に任用される職員を除く。)」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) その職に係る採用候補者名簿がない場合又はその職に係る採用候補者名簿においてその職を志望すると認められる者の数が採用すべき者の数よりも少ない場合で、欠員の職を補充することができない場合

別表第1を削る。

別表第2中「(第3条関係)」を「(第3条、第24条関係)」に、「副運転技師長 運転技師 衛視長 副衛視長 衛視」を「運転技師」に、「給食技師 印刷技師長 副印刷技師長 印刷技師」を「給食技師」に改め、同表を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によつて手続その他の行為であつて、この規則による改正後の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規則」という。）の規定に相当の規定があるものは、新規則の相当の規定によつて手續その他の行為とみなす。
(職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（昭和38年長野県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。
附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項目番号を削る。

人事委員会事務局

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第11号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第7」を「別表第8」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第12号

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のイ中「第24条第2号」を「第24条第3号」に改め、同(1)のウを次のように改める。

ウ 任用規則第32条第1項に規定する非常勤職員の採用に関する選考をすること。

別表第1の1の(2)のイ中「警察官の階級」を「任用規則第3条の2に規定する職」に改め、同(2)のウ中「第25条第1号」を「第

25条」に改め、「警視の」を削り、同(2)のエ中「警察官の階級のうち警部、警部補及び巡査部長」を「任用規則第3条の2に規定する職」に改める。

別表第2の3の(1)を削り、同3の(2)を同3の(1)とし、同3の(3)中「任用候補者名簿」を「名簿」に改め、同(3)を同3の(2)とし、同3の(4)中「任用規則別表第1の1の6級職」を「一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。以下この表において「一般職員給与条例」という。）別表第4のアに掲げる職務の級のうち6級」に、「同表の2の4級職の職、同表の3の3級職」を「同表のイに掲げる職務の級のうち5級の職、同表のウに掲げる職務の級のうち3級」に、「同表の4の5級職」を「同表のエに掲げる職務の級のうち6級」に、「同表の6の5級職以上の職、同表の9の6級職」を「長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。以下この表において「学校職員給与条例」という。）別表第6のオに掲げる職務の級のうち6級の職、長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。以下この表において「警察職員給与条例」という。）別表第4のイに掲げる職務の級のうち6級以上」に、「第3号」を「第2号」に改め、同(4)を同3の(3)とし、同3の(5)中「別表第2」を「別表第1」に改め、同(5)を同3の(4)とし、同3の(6)を削り、同3の(7)を同3の(5)とし、同3の(8)中「任用規則別表第1の1の6級職の職、同表の3の3級職の職、同表の6の5級職以上」を「一般職員給与条例別表第4のアに掲げる職務の級のうち6級若しくは7級の職、同表のウに掲げる職務の級のうち3級の職、警察職員給与条例別表第4のイに掲げる職務の級のうち6級若しくは7級」に改め、同(8)を同3の(6)とし、同3の(9)を同3の(7)とし、同表の4の(1)中「一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）」を「一般職員給与条例」に改め、同4の(2)中「以下「給与規則」という。」を削り、「給与規則別表第2のア」を「一般職員給与条例別表第4のア」に、「シ」を「エ」に改め、「キ若しくはク」を削り、「同表のエの6級以上、同表のコ」を「学校職員給与条例別表第6のイ若しくはウの3級以上、同表のオ」に、「同表のサ」を「警察職員給与条例別表第4のア若しくはイ」に改め、同表の15の(1)中「任用規則別表第1の1の6級職」を「一般職員給与条例別表第4のアに掲げる職務の級のうち6級」に、「同表の2の4級職の職、同表の3の3級職」を「同表のイに掲げる職務の級のうち5級の職、同表のウに掲げる職務の級のうち3級」に、「同表の4の5級職」を「同表のエに掲げる職務の級のうち6級」に、「同表の6の5級職以上の職、同表の9の6級職」を「学校職員給与条例別表第6のオに掲げる職務の級のうち6級の職、警察職員給与条例別表第4のイに掲げる職務の級のうち6級以上」に、「校長」を「校長、副校長」に改め、同15の(5)中「第6条」を「第5条」に、「給与規則別表第2のア」を「一般職員給与条例別表第4のア」に、「シ」を「エ」に改め、「キ若しくはク」を削り、「同表のエの6級以上、同表のコ」を「学校職員給与条例別表第6のイ若しくはウの3級以上、同表のオ」に、「同表のサ」を「警察職員給与条例別表第4のア若しくはイ」に改め、同表の16の(5)中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

別表第3の2の(1)中「任用候補者」を「採用候補者及び昇任候

補者」に改め、同2の(2)中「任用候補者名簿」を「名簿」に改め、同2の(4)中「から第21条まで」を「、第19条、第19条の2及び第21条」に、「任用候補者」を「採用候補者及び昇任候補者」に改め、同表の3を削り、同表の4中「給与規則別表第7のイ」を「職員の給与に関する規則別表第6のイ」に改め、同4を同表の3とし、同表の5を同表の4とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第13号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第7条中「別表第6のア」を「別表第7のア」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

任期付職員の採用等に関する規則及び任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第14号

任期付職員の採用等に関する規則及び任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則
(任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第1条 任期付職員の採用等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項及び第4項並びに」を「第4条第4項及び」に改める。

第3条を削る。

第4条の前の見出しを削り、同条中「の号俸」を「(同条第1項に規定する特定任期付職員をいう。次条において同じ。)の号俸」に改め、同条を第3条とし、同条の前に見出として「(特定任期付職員業績手当)」を付する。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第3項及び第5項」を「第5条第6項」に改める。

第3条を削る。

第4条の前の見出しを削り、同条中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に改め、同条を第3条とし、同条の前に見出として「(任期付研究員業績手当)」を付し、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「は、休職者」を「(条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下この条において同じ。)は、休職者」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条の前の見出しを削り、同条中「第3条第1項」を「。次条において「勤務時間条例」という。)第3条第1項」に、「基づき」を「より」に改め、同条を第8条とし、同条の前に見出として「(勤務時間を割り振られたものとみなす時間帯等)」を付する。

第10条第2号及び第3号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則をここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第15号

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第1項及び第4項から第8項まで並びに第60条第4号から第7号まで並びに再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例（平成28年長野県条例第2号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定により、再就職した元職員による依頼の規制等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第38条の2第1項の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止され、又は当該就いていた職の職務が当該職の職務でなくなった場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している職員が属する執行機関の組織等（同項に規定する執行機関の組織又は議会の事務局をいう。以下この条において同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める子法人は、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第1条に規定する子法人とする。

(知事の事務部局の本庁の部長の職に準ずる職)

第4条 法第38条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職であって、知事の事務部局の本庁の部長の職以外のものとする。

(1) 当該再就職者が就いていた時に次に掲げる職であった職

ア 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）第2条の規定による給料の特別調整を行う職（同条の規定による区分が1種から3種までであるもの（3種であるものにあっては、参事及び参事官の職を除く。）に限る。）

イ 企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）第3条の規定による管理職手当を支給される職員の職（同条の規定による区分が1種から3種までであるもの（3種であるものにあっては、参事の職を除く。）に限る。）

(2) 当該再就職者が次に掲げる職員であった時に就いていた職

ア 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第4条第1項の給料表の5号俸の給料月額以上の給料月額を受け特定任期付職員（同項に規定する特定任期付職員をいう。第12条及び第15条において同じ。）

イ 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の2第1項に規定する特定地方警務官

(法第38条の2第4項の役職員に類する者)

第5条 第2条の規定は、法第38条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者について準用する。この場合において、第2条中「離職前5年間に就いていた」とあるのは「離職した日の5年前の日より前に就いていた知事の事務部局の本庁の部長の職若しくは第4条に規定する」と、「又は当該」とあるのは「又はこれらの」と、「当該職」とあるのは「これらの職」と読み替えるものとする。

(法第38条の2第5項の役職員に類する者)

第6条 第2条の規定は、法第38条の2第5項に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者について準用する。この場合において、第2条中「離職前5年間」とあるのは、「離職前」と読み替えるものとする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第7条 法第38条の2第6項第1号に規定する人事委員会規則で定める業務は、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）別表第1から別表第3までに掲げる団体が行う業務とする。

(権利行使等に類する場合)

第8条 法第38条の2第6項第2号に規定する人事委員会規則で定める場合は、職員の退職管理に関する政令第21条に規定する場合とする。

(公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第9条 法第38条の2第6項第6号に規定する人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受け契約に関する職務その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第10条 法第38条の2第6項第6号に規定する承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1号）を任命権者に提出しなければならない。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第11条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後、遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（様式第2号）を人事委員会に提出して行うものとする。

(知事の事務部局の本庁の課長等の職)

第12条 法第38条の2第8項に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 当該再就職者が就いていた時に次に掲げる職であった職

ア 給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による給料の特別調整を行う職（第4条第1号のアに掲げるものを除く。）

イ 企業職員の給与に関する規程第3条の規定による管理職手当を支給される職員の職（第4条第1号のイに掲げるものを除く。）

(2) 当該再就職者が任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の3号俸の給料月額以上の給料月額を受ける特定任期付職員

（第4条第2号のアに掲げる職員を除く。第15条において「特別特定任期付職員」という。）であった時に就いていた職

（法第38条の2第8項の役職員に類する者）

第13条 第2条の規定は、法第38条の2第8項に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者について準用する。この場合において、

第2条中「離職前5年間に就いていた」とあるのは、「離職した日の5年前の日より前に就いていた第12条に規定する」と読み替えるものとする。

（法第60条の役職員に類する者等）

第14条 法第60条第4号に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、第2条に規定する職員とする。

2 法第60条第5号に規定する人事委員会規則で定める職は、第4条に規定する職とする。

3 法第60条第5号に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、第5条において読み替えて準用する第2条に規定する職員とする。

4 法第60条第6号に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、第6条において読み替えて準用する第2条に規定する職員とする。

5 法第60条第7号に規定する人事委員会規則で定める職は、第12条に規定する職とする。

6 法第60条第7号に規定する人事委員会規則で定める役職員に類する者は、前条において読み替えて準用する第2条に規定する職員とする。

（再就職の届出を要しない者）

第15条 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める者は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者及び離職時に次に掲げる職員であった者とする。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所において医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員（給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による給料の特別調整を行う職にある職員（以下この条において「管理監督職員」という。）を除く。）

(2) 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第5条の給料表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）

(3) 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第6条第1項の給料表又は同条第2項の規定の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）

(4) 特定期付職員（第4条第2号のアに掲げる職員及び特別定期付職員を除き、警察本部長が任免するものに限る。）

(5) 第4条第2号のイに掲げる職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により任期を定めて採用された職員

（再就職の届出を要しない場合）

第16条 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員となるため退職し、引き続き当該地方公務員又は国家公務員となった場合

(2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合その他法令の規定により任期の定めのある職員として採用された場合

(3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

（再就職の届出）

第17条 条例第3条の規定による届出は、再就職届出書（様式第3号）によりしなければならない。

2 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 離職日

(5) 再就職日

(6) 再就職先の名称

(7) 再就職先の業務内容

(8) 再就職先における地位

（任命権者による公表）

第18条 条例第4条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 氏名

- (2) 離職時の職
- (3) 離職日
- (4) 再就職日
- (5) 再就職先の名称
- (6) 再就職先における地位
- (7) その他任命権が必要と認める事項

2 任命権者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項について公表することにより再就職者の権利利益を害するおそれがある場合は、公表しないことができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(平成19年4月1日前の給料の特別調整を行う職に関する規定の適用)

2 平成19年4月1日前の給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による給料の特別調整を行う職についての第4条第1号のアの規定の適用については、同ア中「区分が1種」とあるのは「支給割合が100分の25」と、「3種」とあるのは「100分の20」とする。

(様式第1号)(第10条関係)

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

㊞

地方公務員法第38条の2第6項第6号の承認を下記のとおり申請します。

記

1 再就職者

(ふりがな) () 氏名	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)
勤務先の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日 年 月 日	離職時の職			
所属・職	在職期間			職務内容
	自 至	年 年	月 月	日 日
	自 至	年 年	月 月	日 日
	自 至	年 年	月 月	日 日
	自 至	年 年	月 月	日 日
	自 至	年 年	月 月	日 日
	自 至	年 年	月 月	日 日
	自 至	年 年	月 月	日 日

3 要求又は依頼する事項と勤務先との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

(ふりがな) () 氏名	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受けける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地がない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考事項

(注) 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 ※欄は、申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記入すること。

3 □のある欄は、該当する□内にレ印を記入すること。

(様式第2号)(第11条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

長野県人事委員会委員長 様

届出者 所属名

職名

氏名

地方公務員法第38条の2第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 要求又は依頼をした再就職者

(ふりがな)(氏名)	在職時の所属及び職
勤務先(営利企業等)の名称	勤務先における地位(役職等)

2 要求又は依頼の内容

(要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時)

(注) 「在職時の所属及び職」の欄は、要求又は依頼の規制に係る所属及び職を記入すること。

(様式第3号)(第17条関係)

再就職届出書

年 月 日

任命権者 殿

届出者 住所
氏名
電話番号

再就職した元職員による依頼の規制等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 氏名 (ふりがな)	()
2 生年月日(年齢)	年 月 日 (歳)
3 離職時の職	
4 離職日	年 月 日
5 再就職日	年 月 日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位(役職等)	

人事委員会事務局

長野県人事委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則を
ここに公布します。

平成28年3月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第16号

長野県人事委員会傍聴人規則等の一部を改正する規則

(長野県人事委員会傍聴人規則及び職員の苦情の処理に関する規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(1) 長野県人事委員会傍聴人規則(昭和27年長野県人事委員会規則第1号)第1条

(2) 職員の苦情の処理に関する規則(平成17年長野県人事委員会規則第4号)第3条第3項

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第2条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和38年長野県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改める。題名を次のように改める。

不利益処分についての審査請求に関する規則

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則(第1条-第3条の2)

第2章 審査請求(第4条・第5条)

第3章 審査の手続(第6条-第11条)

第4章 審査の結果執るべき措置(第12条・第13条)

第5章 再審(第14条-第18条)

第6章 雜則(第19条・第20条)

附則

第1節から第7節までの節名を削る。

第1条の前に次の章名を付する。

第1章 総則

第1条中「又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)」を削る。

第2条第1項中「又は異議申立人(以下「不服申立人」という。)」を削り、同条第2項中「異議申立てをする者を異議申立人と、処分を行なった」を「処分を行つた」に改め、同項ただし書中「行なつた」を「行つた」に、「代る」を「代わる」に改める。

第3条の2第1項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「行なつた」を「行つた」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 審査請求

第4条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、「の各号」を削り、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「写」を「写し」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第5項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第5条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「添付書類」を「添付書類」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第3章 審査の手続

第6条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第6条の2第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「いつさい」を「一切」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条第1項中「行なう」を「行う」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人にその写」を「審査請求人にその写し」に改め、同条第3項中「写」を「写し」に改め、同条第9項中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第10項中「かくさず何事もつけ加えない」を「隠さず、何事も付け加えない」に改め、同条第11項中「の各号」を削り、同条第13項中「写」を「写し」に改め、「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第14項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第15項中「つど」を「都度」に改める。

第10条の見出しを「(審査請求の取下げ)」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「又は決定(以下「判定」という。)を行なう」を「行う」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第4章 審査の結果執るべき措置

第12条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「すみやかに判定を行ない」を「速やかに裁決を行い」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に改め、「の各号」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 裁決

(2) 理由

(3) 裁決の日付

第12条第3項中「判定書の写」を「裁決書の写し」に、「判定に」を「裁決に」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第4項中「判定書」を「裁決書」に、「書損い」を「誤記」に、「附記」を「付記」に改める。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第5章 再審

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「委員会」を「、委員会」に改め、同項第1号中「判定」を「裁決」に改め、同項第2号中「、重大な」を「重大な」に改め、同項第3号及び同条第2項中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、同項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第17条中「第3節」を「第3章」に改める。

第18条第1項中「判定」を「裁決」に、「行なう」を「行う」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第6章 雜則

第20条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 不利益処分についての不服申立てに関する規則第1条に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

3 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号)附則第5条又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた不服申立てに関する長野県人事委員会傍聴人規則第1条の規定及び職員の苦情の処理に関する規則第3条第3項の規定の適用については、なお従前の例による。

人事委員会事務局